特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	池田市固定資産税関係事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

池田市長

公表日

令和5年6月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	固定資産税関係事務						
②事務の概要	地方稅法(第三章第二節(固定資産稅))に基づき、賦課期日(1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方稅(本評価書では、以後「固定資産稅」と称す)である。納稅義務者は、賦課期日に固定資産を所有する者となる。固定資産の所有者とは、土地または家屋については登記簿または土地補充課稅台帳もしくは家屋補充台帳に所有者として登記または登録されている者であり、償却資産については償却資産課稅台帳に所有者として登録されている者であり、償却資産については償却資産課稅台帳に所有者として登録されている者であり、償却資産については償却資産課稅台帳に所有者として登録されている者である。(地方稅法第343条) 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課稅標準」となる価格を固定資産課稅台帳に登録することとなり(地方稅法第403条第1項)、その課稅標準に各市町村で設定する稅率を乗じることにより算出し、決定している。課稅標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課稅標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。当市においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び稅額を基に納稅通知書を作成・通知し、納稅義務者より徵収を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。 ②納稅者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方稅法第383条等) ③固定資産課稅台帳を基に賦課決定を行い、納稅義務者に納稅通知書を送付する。(地方稅法第382条第3項) ⑥決定された固定資産の滅免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方稅法第367条等) ⑤固定資産課稅台帳に記載されている事項の証明書を交付する。(地方稅法第382条第3項) ⑥決定された固定資産の滅免を行う。(地方稅法第416条) ⑦価格に関する審査の申出の受付を行う。(地方稅法第432条) ⑥納稅者が納付書等により確認する。 ②納稅額が課稅額よりとい場合は、納稅者に管促状を送付する。 ①納稅者が納付金等により額付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。 ②納稅額が課稅額以登れ場合とでする。(②納稅額が課稅額記書を終稅者に受付のうえ、納稅者に置付通知書を送付する。(②納稅者が於取稅組計理書を納稅者に受付する。(②納稅者が決稅額が課稅額より少ない場合は、納稅者に督促状を送付する。(②約稅者からの納稅証明書を納稅者に交付する。(②約稅者からの納稅証明書を稅稅者に交付する。(②約稅者から納稅稅証明書を稅稅者に交付する。(②約稅者から納稅稅証明書を稅稅者に交付する。(②約稅者から納稅租前課稅益以稅稅益以稅稅益以稅益以稅益以稅益以稅益以稅益以稅益以稅益以稅益以稅益以稅益						
③システムの名称	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ						
2. 特定個人情報ファイル	名						
資産情報ファイル、課税台帳情	青報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 16の項						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(実施する)(実施しない)(3)未定						
②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 27の項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	総務部 課税課、納税課、債権回収センター						
②所属長の役職名	課長、所長						
6. 他の評価実施機関							

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 池田市総合政策部広報広聴課 大阪府池田市城南1丁目1番1号 072-752-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 池田市総務部課税課、納税課、債権回収センター 大阪府池田市城南1丁目1番1号 072-752-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人非	(任意実施) 1万人未満 0万人未満 10万人未満			
	いつ時点の計数か 令和5年6月1日 時点						
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	5年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類											
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書	-	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 両書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載							
されている。											
2. 特定個人情報の入手(青報提供ネ	ットワークシステ	ームを通じた								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
3. 特定個人情報の使用											
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない											
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワー	クシステムを	・通じた提供を除く。) []提供・移転しない							
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
7. 特定個人情報の保管・2	肖去										
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
8. 監査											
実施の有無	[] [己点検	[0]	内部監査 [] 外部監査							
9. 従業者に対する教育・西	务										
従業者に対する教育・啓発	[+	-分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない							